

改正

令和2年2月27日訓令第1号

令和5年3月22日訓令第1号

木島平村地域おこし協力隊員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や高齢化の進行が著しい本村において、地域で共に生活し、活動に参画する都市住民など地域外の人材を新たな担い手として受入れ、地域力の維持、増進を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、木島平村地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）の設置について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 協力隊員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (2) 都市住民等の移住定住及び交流事業に関する活動
- (3) 農林水産業、商工業及び観光の振興に関する活動
- (4) 地域行事及び地域活動に関する活動
- (5) コミュニティの維持に関する活動
- (6) 地球温暖化対策に関する活動
- (7) 地域おこしに係る提言と実践
- (8) その他地域の活性化に資するもので、村長が必要と認める活動

(任用)

第3条 協力隊員は、次の各号の要件を満たす者のうちから、村長が任用する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏及び都市地域等から木島平村内に移し、住民票を異動させた者。ただし、任用を受ける前に既に村内に定住及び定着している者並びに住民票の異動が行われている者を除く。
- (2) 地域おこしに意欲があり、地域住民等と積極的に協働ができる者

(身分)

第4条 協力隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(任期)

第5条 協力隊員の任期は任用された会計年度の末日までの期間の範囲で村長が定めるものとし、再度任用することができる。

(遵守事項)

第6条 協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 任務上知り得た秘密を漏らさないこと。また、任務を退いた後も同様とする。
- (2) 居住地及び村内における信頼関係の保持に努めること。
- (3) 健康で健全な生活と事故やトラブルの防止に努めること。
- (4) 身体の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、速やかに届け出ること。
- (5) 別に定める活動規程を遵守すること。

(活動支援)

第7条 村は、協力隊員が円滑な活動の推進が図れるよう協力隊員と協議し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 年間事業計画の作成
- (2) 地域協力活動に関するコーディネート
- (3) 地区との調整及び住民への周知
- (4) 期間終了後の定住支援
- (5) その他、円滑な活動に必要な事項

(解任)

第8条 村長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 疾病等のため、任務の遂行が困難であると認められるとき。

- (2) 自己の都合により、解任を申し出たとき。
- (3) 活動の状態が不適切であると認められるとき。
- (4) 協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 転出したとき。

(庶務)

第9条 協力隊員に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月27日訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。